

## 老齢動物の病気について(1)

今号からは様々な症状に対する「サプリメント」の期待する効果やそのエビデンスについてお話しします。動物では認知症において「必要に迫られる問題」、たとえば夜泣きやお漏らし、徘徊などの困った症状がない場合、あるいは症状を「認知症なのかも？」と思いつつも老化として捉えて、なにか身体に良いものを与えたいと考えた場合、人間同様サプリメントが使用されることが多いと思われます。動物病院での診察時に明らかな効果を期待できる薬がない場合、獣医師が無難なサプリメントを処方することもあります。

はじめに、一般的な「サプリメント」の使用に際して認識していただきたい重要なことをお話しします。一口にサプリメントといっても、その内容は三種に分

類されます。薬品に近い「医薬部外品」、「栄養補助食品」と「それ以外」です。

そしてそれぞれに「動物用」として動物専用商品化されたものもあります。動物用と明記されたものは用法用量の記載があり、それに従う限り副作用が出ることは少ないはずですが。しかしながら人間用のものを用いる時には、その成分(主成分以外でも)に特定の動物種に異変をもたらすものが入っていないかの確認が必要です。例えば、犬にとってキシリトールは低血糖を起こす危険がありますし、猫にとってカフェインは少量でも中毒を起こすことがあります。

「医薬部外品」とは旧薬事法の規制を受ける製品のうち、人体(動物用は動物に対し)に対する作用が緩和

## 認知機能不全症候群⑦ 「認知症の治療と予防(4)」



文・写真 中西章男  
text & photo by Akio Nakanishi



な製品とされています。医薬品ほど明確な効果は期待できないものの、ある程度の効果が承認されているもの。処方の際にも医師の処方箋を必要としません。これに対し「栄養補助食品」は製品が旧薬事法の制限を受けず、効果が明確に実証されていないので効能効果を表示することは違反です。ですから、宣伝に「その成分は〇〇〇に効果あることが報告されています」などと記載せざるを得ないのです。しかし、その商品

で〇〇〇が改善されたエビデンスがあるわけではありませので宣伝文句をまるまる信用はできません。「それ以外」と書いたグループは、上記のような記載のないサプリメントであり、食品としての安全性の基準すら満たしていない可能性があるものです。特に海外製品に関しては十分に検証してみる必要があります。

次号からは本題の認知症に対するサプリメントについてお話しします。



### Profile

獣医師・獣医学博士。1959年生。1986年日本獣医畜産大学(現日本獣医生命科学大学)大学院博士課程卒。大学ではフィラリア症の血行動態、腫瘍および外科の免疫について研究。1987年東京都杉並区で「阿佐谷ペットクリニック」を開院。小動物の総合診療医として犬猫のみならずウサギ、小鳥、ハムスター、モルモットなど数々の動物を診療してきた。趣味:ゴルフ、モータースポーツ、機械いじり、動物たちとの戯れ。著書:『車イスに乗ったチロ』集英社